

八戸学院大学短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

八戸学院大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

短期大学の建学の精神は、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、学内の主要な場所に掲示するなど学内外への周知を図っている。幼児保育学科及び介護福祉学科においてこれまで地域のニーズに対応した有為な人材育成を行っており、社会の変化に今後とも対応すべく短期大学の将来構想についても検討している。法人創立 60 周年を契機とした「新立体的学園構想」、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛り込んだ中期計画を定め、教育理念や教育目的は三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に反映されている。

「基準 2. 学生」について

TA(Teaching Assistant)に準ずるワークスタディ制度を設け、幼児保育学科ではゼミナール、介護福祉学科ではカレッジアドバイザー制度によりきめ細かい学修支援を行うことにより、学修意欲を高め退学や休学及び留年の防止に努めている。各種のキャリア支援を適切に行っており、「卒業生との懇談会」を開催し、卒業後のロールモデルのイメージ化、早期離職防止に向けて取組んでいる。学生の心とからだの支援体制として、保健室、「学生相談・特別支援室」を設置しており、それらを包括的に教務学生課が支える体制をとっている。学修支援に対する学生の意見・要望については、授業アンケートの実施、「教育プログラム編成に係る学生との意見交換会」で把握されている。

〈優れた点〉

○介護福祉士国家試験対策として不得意科目対策を行い、留学生も含めて合格率 100%にするなど、資格取得に向けて個別指導に取り組んでいることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学則に定める短期大学の使命・目的及び学科の教育目的を踏まえ、幼児保育学科及び介護福祉学科のディプロマ・ポリシー、単位認定基準をそれぞれ定め、「学修の手引き」に掲載するなど周知に努めている。両学科ともディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目、専門教育科目を適切に配置し実施している。個々の授業科目の単位認定基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性については、シラバスに明記している。三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果については、GPA(Grade Point Average)、実習先からの評価、学生による自己評

価も取入れ多面的に評価できる体制を構築している。

〈優れた点〉

○少人数のクラスやグループに分けた指導に取組み、教育効果を高めていること、人間関係が構築しやすい体制を整備していることは評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長は併設する大学及び短期大学の重要な審議機関である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）の構成員であり、教学的な事項について、運営会議や教授会等の意見を聴き、最終的な意思決定を行う権限が担保されるなど、学長を中心とした教学マネジメント体制が確立され機能している。職員も教学に関する各種委員会へ積極的に関与しており、機能的な教職協働の体制を実現している。FD(Faculty Development)活動については、FD委員会が中心組織となり教育内容・教育方法の工夫・開発に取り組むとともに、SD(Staff Development)活動については、法人事務局長が責任者となり、毎年度職員の資質・能力向上のための研修を行うなど組織的に実施されている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

「学校法人光星学院寄附行為」をはじめとして諸規則が定められ、教育情報や財務情報も法令に基づき適切にホームページで公開されている。内部理事については、その担うべき役割が明確に示され、各理事が責任と自覚を持って職務遂行できる体制を整備し、理事会への理事の出席状況も良好である。法人の業務を円滑に運営するために、理事会機能を補佐する会議として、「学校法人光星学院寄附行為施行細則」に基づいて常任理事会を設置し、速やかな意思決定と業務執行の体制を構築している。監事会を定期的開催するとともに、監事と会計監査人との情報交換会を開催している。寄付金獲得などさまざまな努力をしており、安定的な入学定員の確保に努め、財務基盤の安定化が図られることを期待したい。

〈優れた点〉

○監事会の定期的な開催や監事と会計監査人との情報交換会など、監事、会計監査人及び監査室との連携や意思疎通が活発に図られている点は、高く評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針である「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」と短期大学の評価の実施に必要な事項を盛り込んだ「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」を定め、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書としてまとめ、公表している。関係団体懇談会の設置、併設の大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして機能している。IR推進室独自の調査として「卒業時アンケート」「ルーブリック評価」の収集・分析を行っており、教育課程等の検証に活用されている。学科・委員会レベルでは、各学科及び各委員会は毎年度当初に事業計画書を、毎

年度末に事業報告書を作成し、教授会で情報共有するなど、学科・委員会と大学全体のPDCAサイクルの仕組みが整えられ、機能している。

〈優れた点〉

○関係団体懇談会の設置、併設大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。

総じて、短期大学を巡る厳しい環境の中で、「新立体的学園構想」、令和3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛り込んだ中期計画を定め、社会の変化に対応した教育研究組織の改組等に積極的に取り組んでいる。学長を中心とした教学マネジメント体制を確立し、毎年度自己点検・評価を実施し、学科・委員会と短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みを構築し、三つのポリシーを起点とした内部質保証に努めており、地域に密着した、地域になくてはならない短期大学として発展することを期待する。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 多様な学生に応じたきめ細かい学生支援
2. 少人数でのアクティブ・ラーニング
3. 法人内各校との連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

短期大学の建学の精神は、「神を敬し、人を愛する」という言葉に端的に表現され、使命・目的は、「カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、

正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成する」で具体的、明確になっており、短期大学の個性・特色を明示している。また、幼児保育学科及び介護福祉学科においてこれまで地域のニーズに対応した有為な人材養成を行ってきたが、これまでの実績や地域のニーズを踏まえ、社会の変化に今後とも対応すべく短期大学の将来構想についても検討している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の使命・目的及び学科の教育目的は学則に定められており、学則等重要事項は、短期大学長、学科長等で構成する運営会議、理事会で審議・決定し、学内に周知されている。法人創立 60 周年を契機とした「新立体的学園構想」、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛込んだ中期計画を定めている。教育理念や教育目的は三つのポリシーに反映され、カリキュラム改正に伴い見直しも行われているとともに、これらを達成するための教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや「学修の手引き」、入試ガイド等の各媒体で学内外へ周知している。入学者の受入れにつ

いては、入試運営委員会によってアドミッション・ポリシーに沿った適切な募集及び公正な試験運営が行われている。入学者選抜試験の可否は、入学者選抜委員会の審議結果を教授会へ報告し、学長が決定している。介護福祉学科においては、入学者数が定員に満たない状態が続いているものの、外国人留学生や委託生の受入れを行い学生の確保に努めている。系列校や行政との連携事業を行い、短期大学全体としての在籍学生数は安定している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教務委員会、学生委員会、「国際交流・留学生支援委員会」「学生相談・特別支援室」が教務学生課との協働で行っており、教職協働による学修支援体制が整えられている。TAに準ずるワークスタディ制度を設け、幼児保育学科ではゼミナール、介護福祉学科ではカレッジアドバイザー制度によりきめ細かい学修支援を行うことにより、学修意欲を高め退学や休学及び留年の防止に努めている。「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部障害学生学修支援規程」が制定されており、障がいのある学生への支援、合理的配慮を行っている。

オフィスアワー制度を設けていることに加え、教員研究室を学生が訪れやすい環境に配置し、学生が相談しやすい環境づくりに努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

幼児保育学科では、実習指導に重点を置き実習計画を通して学生の職業に対する理解を深めている。介護福祉学科では資格取得に向けて国家試験対策を実施し、不得意科目対策などを行うことで資格取得率の向上を図っている。

教育課程外でのキャリア支援として、短期大学単独の「就職支援委員会」、キャリア支援課、短期大学部事務局担当者が連携を図りながら、各種のキャリア支援を適切に行っている。「卒業生との懇談会」を開催し、卒業後のロールモデルのイメージ化、早期離職防止に向けて取組んでいる。就職内定率は高水準で推移しており、適切なキャリア支援が行われている。

〈優れた点〉

○介護福祉士国家試験対策として不得意科目対策を行い、留学生も含めて合格率 100%にするなど、資格取得に向けて個別指導に取り組んでいることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「八戸学院大学短期大学部学生委員会規程」により、学生サービスのためのさまざまな組織、体制を整備している。学生生活支援の組織として、学生委員会、「国際交流・留学生支援委員会」、学生の心とからだの支援体制として、保健室、「学生相談・特別支援室」を設置しており、それらを包括的に教務学生課が支える体制をとっている。学生情報は各学科教授会において、ゼミナール担当教員やカレッジアドバイザーから報告され共有が図られている。学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金の他、短期大学独自の学費減免制度を整備している。学生の半数近くが車両通学をしていることから、「キャンパス巡回指導」を実施し、交通安全への取組みにも力を入れている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地・校舎面積を保有し、運動場・体育館・講義棟などを備えている。各学科の教育目的を達成するための校地・校舎、設備が適切に整備されている。幼児保育学科、介護福祉学科共に学生が使用する実習室には、知識や技術の習得に必要な機材が備えられている。図書館は十分な広さと蔵書数・開館時間により運営されている。各校舎出入口にはスロープ、階段には手すりを設置しておりバリアフリー化に努めている。幼児保育学科では適切な受講者数を維持できるようにクラス分けを行っている。介護福祉学科でも受講者数に応じて適切な教室を割当て、教育効果を上げられるよう配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に対する学生の意見・要望については、授業アンケートの実施、「教育プログラム編成に係る学生との意見交換会」で把握している。授業アンケートの結果に対する教員のコメント等を報告書としてまとめ、図書館での閲覧に供するとともに、学修支援の向上に生かしている。「学生生活に関する調査」を実施し、学生の意見・要望を把握している。自由記述形式で挙げられた学生からの意見については全て学内で共有し、改善に生かしている。心身に関する健康相談ができる場として、「学生相談・特別支援室」を設置している。施設・設備等の学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活に関する調査」において把握している。学生からの要望により、多人数で使用する講義室へエアコンを設置するなど、学生の意見・要望を反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める短期大学の使命・目的及び学科の教育目的を踏まえ、各学科のディプロマ・ポリシーが定められている。ディプロマ・ポリシーは、ホームページ及び「学修の手引き」に掲載し、周知されている。幼児保育学科及び介護福祉学科、両学科において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準が定められ、「学修の手引き」に掲載し、年次当初のオリエンテーションでは学生へ口頭で説明し周知に努めている。個々の授業科目の単位認定基準及びディプロマ・ポリシーとの関連性については、シラバスに明記している。短期大学では、進級制度は設けられていないものの、「八戸学院大学短期大学部履修規程」に退

学働告の基準が定められており適切に運用されている。卒業認定基準は学則に定められ、厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学科において教育目的及びディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーが定められ、「学働の手引き」及びホームページに掲載し周知されている。両学科ともディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育、専門教育科目を適切に配置し実施している。教務委員会がシラバス作成マニュアルを作成し、授業内容、予習復習、評価方法、参考文献、テキスト、課題へのフィードバック方法を明記することが全教員へ周知されている。教養教育については併設の大学と連携を図り、全学的運営を行っている。グループ・ディスカッションやロールプレイングなどアクティブ・ラーニングを取入れた授業が行われている。FD 委員会が、授業アンケートや教員同士の授業相互参観、研修会を行っており、授業方法改善の組織体制が整備されている。

〈優れた点〉

○少人数のクラスやグループに分けた指導に取組み、教育効果を高めていること、人間関係が構築しやすい体制を整備していることは評価できる。

3-3. 学働成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学働成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学働指導等の改善へ向けての学働成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、ホームページで明示している。学働成果については、両学科とも学位取得率、資格取得率、進学者数、専門職への就職率、就職先からの評価等

によって点検・評価している。在学中においても GPA、実習先からの評価、学生による自己評価も取入れ多面的に評価できるよう整備している。各アンケート、調査の内容、方法、結果は、ホームページに掲載され、学科、全学レベルでの共有を行い、学生、教員、また、対外的な周知とフィードバックが行われている。教務委員会が学期終了時に「学修時間・学修行動に関する調査」及び「学修成果の把握」調査を実施し、IR 推進室が統計的に分析を行い、教授会で情報共有し、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長には、教学的な事項について、最高審議機関である運営会議や教授会等の意見を聴き、最終的な意思決定を行う権限が担保されている。学長がリーダーシップを発揮するために学長補佐が配置され、その他の教学役職者も適切に任命されており、各役職の権限と責任についても諸規則によって明確に規定されている。教授会や各委員会等も諸規則に基づいて適正に運営されており、学長を中心とした教学マネジメント体制が確立され、十分にその機能を果たしている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員も適切に配置され、事務組織の分掌についても「学校法人光星学院運営組織規程」や「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に詳細に定めて運営されている。職員も教学に関する各種委員会へ積極的に関与しており、機能的な教職協働の体制を実現している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員は設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要人員数以上が配置されている。教員採用は原則として公募制となっており、採用や昇任は「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に実施されている。教員の年度における評価についても、方法や内容が明確であり機能している。

FD 活動については、FD 委員会が中心組織となり、学生による授業アンケート、授業アンケートの高評価授業を対象とした教員相互の授業参観、学内での複数回の FD 研修及び大学間連携 FD「FD ネットワーク“つばさ”」の参画等、計画的かつ有効に取り組んでいる。その取り組み内容の詳細は「FD 報告書」としてまとめられ、図書館で公開されている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人事務局長が責任者となり、総務部長及び人事課が企画・立案して常任理事会の承認を得る手続きにより、毎年度に職員の資質・能力向上のための研修を行っている。研修テーマは時宜にかなった項目とし、法人の財務状況・中期計画・運営方針に対して認識を深め、短期大学運営に携わる一員としての意識を高めるものや、ハラスメント防止などに寄与するものとなっている。それらの研修成果については、参加者全員がアンケートを提出し、その確認を行っている。

SD 研修会の欠席者に対しては、録画した内容を後で視聴できるようにしている。SD 研修会は組織的に実施されており、適宜その見直しが行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全教員へ専用の研究室を配置するとともに、関連する研究設備を整備しており、有効に活用している。研究倫理に関しては、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委

員会規程」及び「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づき、研究の審査を年2回行っている。また、教員全員に日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」の受講を義務付けている。

教員の研究活動への資源配分として、個人研究費、特別研究費、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」を整備し、適切な配分を行っている。「特別研究費・イノベーションプログラム研究成果発表会」では、共同研究を含む幅広い分野の研究成果が報告されている。今後は、これらの研究成果を基盤とし、更なる外部資金導入のための取組みに期待したい。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準5を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目5-1を満たしている。

〈理由〉

「学校法人光星学院寄附行為」をはじめとして、「学校法人光星学院運営組織規程」等の諸規則が適切に定められており、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき法人及び短期大学が運営されている。教育情報や財務情報も法令に基づき適切にホームページで公開されている。法人の中期的な計画について議論や検討を不断に行い、法人運営の改善のために継続的な努力をしている。

節電や省エネに関する協力要請や、光熱水費の状況の学内共有など、環境保全を意識している。「学校法人光星学院個人情報保護規程」「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」が適切に運用され、人権への配慮も行われている。「学校法人光星学院危機管理規程」「八戸学院大学短期大学部危機管理マニュアル」が整備されており、避難訓練の実施、キャンパス内パトロール、学生への交通安全講習など、学内外に対する危機管理の体制も構築されている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目5-2を満たしている。

〈理由〉

法人は「学校法人光星学院寄附行為」に基づき最高意思決定機関として理事会を設置し、理事を適切に選任している。また、法人の業務を円滑に運営するために、理事会機能を補佐する会議として、「学校法人光星学院寄附行為施行細則」に基づいて常任理事会を設置し、業務執行の体制を整備している。理事の構成は、内部理事として理事長、理事長補佐のほか、法人の設置する各学校の長、外部理事として有識者複数名が適切に選任されている。特に、内部理事については、その担うべき役割が明確にされており、各理事が責任と自覚を持って職務遂行している。理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の議案への意思表示も適切に行われている。総じて、理事会は法人の最高意思決定機関として十分にその機能を果たしており、理事も諸規則に基づいて適切に業務執行している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び理事会を補佐する常任理事会が設置されており、理事長が両会議の議長となって法人の意思決定を主導している。また、理事1人を理事長補佐に任命し、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境が整備されている。常任理事会には内部理事として法人の設置校の長をはじめ、各部局長も出席しており、教学部門と管理運営部門との意思疎通と相互チェック、学内外の情報共有を行うことができる体制となっている。

監事の選任は適切に行われ、監査室を交えた監事会の定期開催や会計監査人との情報交換会等が活発に行われ、監事による組織的なチェックが非常に有効に機能している。

評議員の選任は寄附行為の規定のとおり適切に行われており、評議員の評議員会への出席状況は良好である。また、評議員会を欠席する場合の委任状での意思表示も適切である。寄附行為に定められた事項について、評議員会への諮問や報告は適切に行われている。

〈参考意見〉

○私立学校法第 37 条に基づき、監事による理事の業務執行の状況の監査についても、監査報告書に明示することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、令和 3(2021)年度以降の組織改編やキャンパス整備を盛り込んだ中期計画を踏まえて財務運営を行っている。また、現在は令和 9(2027)年度までの中期計画及びその裏付けとなる財務計画を検討している。平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの過去 5 年間の貸借対照表の推移として、負債比率の減少、内部留保資産比率の改善が見られ、財務基盤の安定化を目指すための努力が行われている。収入と支出のバランスに関して、短期大学・法人全体としては、過去 5 年間に於いては支出超過の傾向である。しかし、法人全体としては改善傾向にあり、収支均衡に向けての対策を立案し、実施している。

外部資金の導入としては、各種受託研究・受託事業、「光星学院イノベーションプログラム（基金）」などの努力を行っている。

〈参考意見〉

○令和 9(2027)年度までの中期計画及び財務計画を策定し着実に実行すること、法人各部門の合理化・経費削減を不断なく実施することにより、財務基盤の安定化を実現し、収支の均衡を保つことが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人光星学院経理規程」「学校法人光星学院経理規程施行細則」「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」などを定めて適正に実施している。会計監査を行う体制として、会計監査人による監査、監事による監査、法人に設置した監査室による内部監査を三者連携により実施している。以上の体制により、一般事務処理も視野に入れた厳正な会計監査を実施している。「会計監査報告事項」については、理事長以下幹部職員が、公認会計士からの説明・講評を受けている。

予算と著しくかい離がある決算額の科目について、評議員会を経て理事会で議決し、補正予算を編成している。

〈優れた点〉

○監事会の定期的な開催や監事と会計監査人との情報交換会など、監事、会計監査人及び監査室との連携や意思疎通が活発に図られている点は、高く評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針である「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部内部質保証の方針」と短期大学の評価の実施に必要な事項を盛り込んだ「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」を定めている。内部質保証に責任を持つ組織として併設大学の学長が議長の運営会議が位置付けられ、短期大学学長、学科長が構成員となっている。運営会議のもとに自己点検・評価を総括する組織として自己点検評価委員会と IR 推進室を設置し、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部大学評価に関する規程」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価書としてまとめ、公表するとともに、外部評価等も導入している。教務委員会、学生委員会等ではさまざまな情報を収集しているが、IR 推進室ではこれらの情報を整理・分析するとともに、IR 推進室独自の調査として「卒業時アンケート」「ルーブリック評価」の収集・分析を行っており、教育課程等の検証に活用されている。

〈優れた点〉

○関係団体懇談会の設置、併設大学との間での相互評価は、自己点検・評価の客観性や妥当性でチェックを受け、自己点検・評価の有効性を高める仕組みとして高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学内各組織においてデータ収集、自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価委員会に提出している。自己点検評価委員会は自己点検評価書を作成し、運営会議に報告し、改善に向けての提言を行っている。学科・委員会レベルでは、各学科及び各委員会は毎年度当初に事業計画書を、毎年度末に事業報告書を作成し、教授会で情報共有している。事業報告書には計画に対する達成度と課題を記入し、次年度の事業計画に反映できるように工夫している。このように学科・委員会と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みが整えられ、機能している。

〈参考意見〉

○短期大学が定める中期的な計画については組織改編やキャンパス整備が中心となっているが、教学や財務等に関する内容を盛り込み、より詳細な計画として策定することが望まれる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域社会への貢献

- A-1-① 自治体との連携事業
- A-1-② 地域の事業との連携・協力

A-2. 地域に密着した教育・研究

- A-2-① 青森県南地域をフィールドとした教育活動
- A-2-② 本学の特色を活かした教育研究活動

【概評】

八戸市をはじめとして、近隣 7 自治体との連携協力協定や地域企業との連携協力協定を結び、地域に密着した事業をさまざまに展開している。八戸市では、「大学資産を活用したアートの学び事業」に参加したり、八戸市美術館内のサテライトオフィスで各学科の特色を生かした企画を展開したりしている。階上町では「はしかみ臥牛山まつり」「階上町民文化祭」「はしかみいちご煮祭り」に学生が参加し、学生の地域理解が深められている。南部町では、地域の介護人材不足という課題に対し「青森なんぶモデルによる介護人材の確保・育成スキーム」の確立で対策を図ろうと、留学希望者と短期大学と介護施設をつなぐ事業を行っている。青森県社会福祉協議会青森県保育士・保育所支援センターとも連携しており、教員が講師として運営や出前講座に協力している。

八戸学院大学短期大学部

ゼミナールでは指導教員の専門性を生かし、学生と共に近隣の地域で親子料理教室や、障がいのある児童との交流など、多様な実践の場を設けている。「はちがくフェス(学園祭)」では、併設の大学と短期大学合同の運動会を実施し、一般の来場者を交え、子ども向けの企画を展開したり、高齢者疑似体験とレクリエーションを実施したりと、学科の特色を生かした取組みを行っている。多くの施設からボランティアの依頼を受けており、学外での学びの機会を、数多く学生へ提供している。青森県南部地域の子どもから高齢者までを対象とした、さまざまな教育研究活動と人材育成に貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 多様な学生に応じたきめ細かい学生支援

幼児保育学科ではゼミナール担当教員、介護福祉学科では「基礎演習」および「研究演習」の担当教員が中心となって学生の支援に当たり、教職員は学科教授会等で学生の情報を共有している。退学防止策として、欠席の増えた学生や資格取得が危ぶまれる学生に対しては早めに本人との面談、保護者への通知および面談を行っている。その上で資格必修科目の単位が修得できなかった場合は次年度に再履修できるよう時間割を調整する、単位互換制度により八戸学院大学で単位を修得させる、科目等履修生として卒業後に単位を修得させるなどの方策を採っている。

また、近年は特別な支援を要する学生が増えていることから、学生相談・特別支援室が中心となって相談体制を構築し、早い段階で支援を求めることができるよう、障害のある学生に対する基本方針を策定して「本学ホームページ」に掲載した。定期試験の別室受験、座席の調整、ノートテイクの活用などがなされている。介護福祉学科には毎年外国人学生が入学しているため、各学生の日本語のレベルに応じた日本語学習支援を行っている。

2. 少数数でのアクティブ・ラーニング

両学科ともアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、グループ・ディスカッション、事例検討、ロールプレイング（模擬保育等）、パワーポイントを使った学習発表、レスポンスカード、学生による相互評価等を実施している。

教育の効果を高めるため、幼児保育学科ではすべての演習科目および一部の講義科目において、複数クラスに分けて授業を行っている。ピアノレッスンでは4クラスをさらに4グループに分けて個々の技能に応じた個人レッスンを行っており、「英語」、「保育内容総論」、「教育課程論」にも教員を複数配置して、進度や学習内容に応じた指導ができる体制をとっている。介護福祉学科は学生数が少ないことから、すべての科目で対話を交えた形式の授業を行うことができたが、令和5(2023)年度は留学生を含めて入学生が増えたため、多くの科目で複数クラス制を採用した。

3. 法人内各校との連携

法人内の各学校は教育面においてさまざまな形で連携している。学生は在学中に大学の科目を履修可能であり、また、卒業後に大学に3年次編入して学びを深めることもできる。これまでの編入学実績は主にスポーツに携わる学生によるものだったが、令和5(2023)年度からは介護福祉士と社会福祉士の資格を4年で取得することができるよう、介護福祉学科のカリキュラムを整備した。

系列の高等学校（特に保育福祉科）とは交流が盛んであり、高校生による実習報告会やゼミナール報告会、砂浜彫刻への参加、本学の教員による出前授業などの事業によって、学生・生徒の学修意欲の向上を図っている。幼稚園では毎年教育実習が行われるほか、ゼミナールやサークルの活動でも園児と頻繁に交流がもたれている。また、令和4(2022)年には「合唱」と「表現」の授業を利用して、新たに学生と園児が合同でリトミックの舞台（「星の子シアター」）を創り上げた。こうした活動が本学の特徴であり、教育の質を高めることにつながっている。